

文字著作物出版報酬規定（文字作品出版報酬規定）

1999年6月1日施行 中華人民共和國國家版權局

2005.8.8 創作完成 2006.4.6 最終更新 萩原 有里 譯 <http://commentaries.asia>

（利用許諾）次に掲げる3つの条件を遵守する場合に限り、下記の著作物を自由に複製、頒布（有償であるものを除く）、展示、口述、上映、公衆送信、リンクしていただけます。1.作者の氏名及び本HPのURLを明記する。2.形式の如何を問わず、商業上の利益及び個人的な金銭報酬を獲得又は獲得しようとする。3.利用者に当該条件を伝える。

（使用許可）只要遵守下列三个条件，任何人均可复制、发行(有償除外)、展示、口述、上映、使用信息网络公开传播或者链接下述作品:1.注明作者姓名和网址 2.不得以任何形式谋取或者获得商业利益以及个人金钱报酬；3.告诉利用人该条件。

（授權條件）只要遵守下列三個條件，任何人均可重製、散布(有償除外)、公開展示、公開口述、公開上映、公開傳輸或者鏈結下述著作：1.註明作者姓名和網址；2.不得以任何形式謀取或者獲得商業利益以及個人金錢報酬；3.告訴利用者該條件。

第一条 文字著作物の作者の著作権を保護し、文字著作物を出版する者の合法的権益を擁護し、文字著作物の創作及び普及を促進するために、「中華人民共和國著作権法」に基づき、本規定を制定する。

第二条 本規定は、紙を媒体として出版する文字著作物にのみ適用する。

第三条 著作権者と出版する者の間に別途、約定がある場合を除き、出版社、雑誌社が文字著作物を出版する場合、本規定に基づき、著作権者に報酬を支払わなければならない。

第四条 報酬の支払いは、基本原稿料に印刷部数原稿料を加える方法、印税、又は一回限りの原稿料支払の方法を選択することができる。基本原稿料に印刷部数原稿料を加える方法とは、出版を引き受ける者が、著作物の字数に基づき、千字単位で作者に対して一定の報酬を支払い(基本原稿料)、さらに図書の印刷部数に基づき、千冊単位で基本原稿料の一定率を著作権者に報酬として支払う(印刷部数原稿料)方法をいう。著作物を増刷する際には、印刷部数原稿料のみが支払われ、基本原稿料は支払われない。

印税とは、出版を引き受ける者が図書の定価×発行数×印税率の方法により、作者に報酬を支払う方法をいう。

一回限りの原稿料支払とは、出版を引き受ける者が著作物の水準、長さ、経済的価

値等の状況に照らして報酬を計算し、作者に原稿料を全額支払うことをいう。

行政的な手段を通じて大量に印刷発行される9年義務教育教材及び国家計画教材、法律法規集、学習もしくは試験の指定図書については、印税による支払方法を適用しない。

雑誌掲載著作物については、一回限りの原稿料支払方法のみを適用する。

第五条 図書を出版する者が著作物を出版する場合、出版契約において著作権者と約定した支払方法及び基準によらなければならない。

第六条 基本原稿料

① 原作 千字につき 30～100 元

② 二次的著作物

イ 脚色 千字につき 10～50 元

ロ 編集 千字につき 3～10 元

ハ 翻訳 千字につき 20～80 元

ニ 注釈 注釈部分は、原作の基準に照らして取り決める。

出版を引き受ける者が二次的著作物を出版する場合、契約に別途、約定があるか又は原作がすでにパブリックドメインになっている場合を除き、出版を引き受ける者は原作の著作権者の許諾を得て、原作の基本報酬基準に照らして原作の著作権者に対して報酬を支払わなければならない。

第七条 基本原稿料の支払いは、千字を単位とし、千字に満たない部分は千字に準じて計算するものとする。

支払原稿料の基準となる字数は、実在する成文を基準として計算するものとする。即ち、印刷した版面の各行の字数に実際の字数の行数のすべてを乗じて計算する。末尾が一行に満たない場合、又は題目が一行を占めているものにあつては、一行に準じて計算する。

詩は、十行ごとに千字として計算する。ひとつの作品が十行に満たないものは、十行に準じて計算する。

辞書類の著作物は、対になって版組された版面の換算した字数により計算するものとする。

漢字によらない著作物は、一般的な状況下において、同一版面の同一フォントサイズの漢字数の支払基準の80%をもってその報酬を計算するものとする。

雑誌に掲載された著作物で五百字に満たないものは、千字の半分として計算し、五百字を超え千字に満たないものは、千字に準じて計算するものとする。

第八条 印刷部数原稿料基準及び計算方法

千冊毎に基本原稿料の一定率を支払うものとする。千冊に満たないものは、千冊に準じて計算するものとする。原作及び二次的著作物は、すべて基本原稿料の1%を基準として支払うものとする。九年義務教育教材の年間累計印刷部数が十万冊を超える場合、その超過部分については、基本原稿料の0.2%を基準として支払うものとする。行政的な手段を通じて大量に印刷発行される国家計画教材、法律法規集、学習もしくは試験の指定図書については、年間累計で十万冊を超える場合、その超過部分については、基本原稿料の0.3%を基準として支払うものとする。

第九条 印税基準及び計算方法

印税率

- ① 原作 3%～10%
- ② 二次的著作物 1%～7%

出版を引き受ける者が二次的著作物を出版する場合、契約に別途、約定があるか又は原作がすでにパブリックドメインになっている場合を除き、出版を引き受ける者は原作の著作権者の許諾を得て、原作の印税基準に照らして原作の著作権者に対して報酬を支払わなければならない。

第十条 一回限りの原稿料支払基準

一回限りの原稿料支払基準は本規定の第六、第七条に規定する基準及び方法を参照して執行することができる。

第十一条 基本原稿料に印刷部数原稿料を加える方法による原稿料支払方法を採用する場合、著作権者と出版を引き受ける者との契約において、著作物を引き渡す際に出版を引き受ける者が総報酬の30%～50%をあらかじめ支払うよう約定することができる。契約に別途、約定がある場合を除き、著作物がひとたび出版されれば、六か月以内にすべての報酬を全額支払わなければならない。著作物を増刷する場合、増刷後六か月以内に印刷部数原稿料を全額支払わなければならない。

第十二条 印税による原稿料支払方法を採用する場合、著作権者は出版を引き受ける者との契約において、著作物を引き渡す際に、出版を引き受ける者が著作権者に対して最低限の保証発行部数の印税をあらかじめ支払うよう約定することができる。著作物発行後、出版を引き受ける者は、毎年年末に一回、著作権者と印税を決算しなければならない。初版の発行部数が千冊に満たない場合、千冊に準じて印税を支払うものとする。但し、それ以降、印税を支払うときに、すでに印税を支払った部分については、再度重複して支払を行わないものとする。

第十三条 図書の出版を引き受ける者が著作物を出版する場合において、著作権者との間に書面による契約が存在しないか又は書面による契約があっても支払方法及び基準に関する約定が存在せず、著作権者との間に紛争が生じた場合には、本規定の第六条又は第九条に規定する支払基準の上限に基づき、著作権者に報酬を支払わなければならない、出版物をもって報酬を相殺してはならない。

第十四条 出版社はその出版した著作物に対して、著作権者の許諾を得て、他人に国外で出版することを許諾する場合、契約に別途、約定がある場合を除き、出版社は取得したすべての報酬の60%を著作権者に支払わなければならない。

第十五条 出版を引き受ける者と著作権者との間にすでに出版契約が締結されていて、著作権者の原因によらずして著作物が出版できない場合、契約に別途、約定がある場合を除き、出版を引き受ける者は、契約において約定した著作物の使用料基準の60%を著作権者に違約金として支払わなければならない。

第十六条 作者が自らの意思により図書出版社に投稿した場合、出版社は六か月以内に採用の可否を決定しなければならない。6か月後、作者と契約が未締結、不採用である上に作者に通知していない場合、出版社は、第六条に規定する同種の著作物の支払基準平均額の30%を作者に経済保証として支払い、原稿を作者に返還しなければならない。

第十七条 雑誌に掲載された著作物は、掲載後1か月以内に著作権者に対して報酬を支払わなければならない。

雑誌掲載著作物において、著作権者との間に報酬支払基準の約定がない場合、千字につき五十元を下回らない支払基準により著作権者に報酬を支払わなければならない。

第十八条 雑誌の転載、要約その他雑誌に掲載済の著作物は、千字につき五十元の支払基準に基づき著作権者に報酬を支払わなければならない。社会科学、自然科学、純理論学術専門誌は、国家著作権局の特別の許可を得て適切に支払基準を調整することができる。

雑誌の転載、要約その他雑誌に掲載済の著作物は、著作権者又は著作権者の住所が不明である場合、1か月以内に報酬を中国著作権保護センターに送金して寄託しなければならない。期間満了前に規定に従って寄託しなかった場合、遅延1か月毎に支払うべき報酬の5%の延滞金を追加して支払わなければならない。

第十九条 本規定第六条に規定される基本原稿料基準は、可変基準であり、国家著作権局は国家が公開した物価変動指数及び書籍価格の変動状況に照らして、不定期にそれに対応する調整を行うものとする。

第二十条 作者が自費出版する場合、本規定は適用されない。

第二十一条 出版社、雑誌社は本規定に基づき、具体的な状況を調査して、本規定に定める支払方法を採用、実施することができ、国家著作権局に届出るものとする。

第二十二条 本規定は国家著作権局が解釈の責任を負う。

第二十三条 本規定は、1999年6月1日から施行する。本規定施行前の文字作品の出版に関する報酬規定は、これと同時に廃止する。